

# 山梨県公報

第二十七号

令和元年

八月十五日

木曜日

## 目次

- 道路の区域変更(三件)……………二二七
- 道路の供用開始(二件)……………二二八
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二二八

## 公告

- 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出……………二二八
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………二二九
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………二二九
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………二二〇
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二二〇

## 告示

### 山梨県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨市停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
山梨市上神内川字古宮一三五番七地先から 山梨市下神内川字竹井田一八〇番一〇地先 まで	旧	六・一 六・九	二五七・〇

新 六・一  
一五・〇 二五七・〇

### 山梨県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二二一九番一 地先から 山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二二〇八番一 地先まで	旧	一一・四 一三・四	一八・〇
	新	一三・七 一四・六	一八・〇

### 山梨県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高下鯉沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡富士川町最勝寺字城山三二一九番 一地先から 南巨摩郡富士川町最勝寺字城山三二一九番	旧	七・七 八・一	一八・〇

一 地先まで	新	一四・五〇 一六・三〇	一八・〇〇
--------	---	----------------	-------

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	大月上野原線	上野原市上野原字新田倉三〇八三番四地先から上野原市上野原字新田倉三〇八三番四地先まで	八・七	令和元年八月十五日

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和元年九月五日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	上野原市上野原字鳥居ノ前一七一九番一地先から上野原市上野原字鳥居ノ前一七〇九番一地先まで	九二・六	令和元年八月十五日

山梨県告示第七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二二一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事

務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和元年八月七日
- 二 指定道路の位置 都留市桂町千七七七番十三、千七七七番十七、千七七七番二十二及び千七七七番二十四
- 三 指定道路の幅員 最大六・一三メートル 最小六・〇二メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・一〇メートル

公 告

● 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階 外二者
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士河口湖 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木平八千十七番一外
  - 2 変更した事項
    - (一) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外	山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木平八千十七番一外

- (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社フォレストモール 代表取締役 多田直樹 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル十一階 外二者
変更後	株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル十一階 外二者

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外十四者
変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外十一者

- 3 変更の年月日 平成二十六年四月二十三日外  
届出年月日 令和元年七月三十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 M.U.L.プロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市

- 西八幡字東冷間千四百三十四番一外  
2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	M.U.L.プロパティ株式会社 代表取締役 葛谷悦敏 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十番二十四号
変更後	M.U.L.プロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

- 3 変更の年月日 令和元年六月二十日外  
届出年月日 令和元年七月三十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士川 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外
- 2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

株式会社フォレストモール 代表取締役 多田直樹 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル十一階	株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル十一階
---	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外未定	変更後 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外六者
---	---

- 3 変更の年月日 平成二十六年三月二十日外
- 届出年月日 令和元年七月三十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月十六日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年八月十五日

一 届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
-----------------------	----

株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
芙蓉建設株式会社 代表取締役 大森朋彦	山梨県富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 フォレストモール富士河口湖  
(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立白木平八千七百七番一外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 千二百二十九台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八百四台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 十箇所 位置 届出の図面のとおり	数 四箇所 位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日 令和二年四月一日外
- 届出年月日 令和元年七月三十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月十六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
令和元年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎  
一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎  
四、三千五十五、三千五十九、三千九十一の四の一部、三千四十二の一、三千四十五  
から三千五十まで、三千九十五の二、三千九十七の二、三千九十八から三千百まで、  
三千百五、三千百六の二及び三千百六の四、道並びに水の区域  
二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県山梨市本町四丁目五番十一号 山寺自動車工業株式会社 代表取締役 山寺誠

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番